平成３０年（フ）第７０号
松江市東津田町1903番地４
債務者　ｋ－ａｚｕｐｌａｎこと　木村　一朝
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　和俊
4　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６０号
宮崎県都城市志比田町4679番地６
債務者　榎屋　安則
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田建太郎
4　破産債権の届出期間　平成30年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第８１号
岡山県倉敷市西阿知町西原987番地７
債務者　滝澤　節子
1　決定年月日時　平成30年６月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅　　真彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第５６号
福岡県遠賀郡水巻町立屋敷３丁目３番15号サンフレアー立屋敷203号
債務者　井上　洋平
1　決定年月日時　平成30年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平尾　真吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３８８号
神戸市中央区東川崎町１丁目３番６－207号
債務者　杉浦　和枝
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　由尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７４号
函館市陣川町82番地53
債務者　佐藤　直行
1　決定年月日時　平成30年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本間　裕邦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月23日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第３８号
兵庫県西脇市大木町898番地の２
債務者　小林　静雄
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野　耕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
神戸地方裁判所社支部

平成３０年（フ）第３４９号
宮城県宮城郡松島町初原字志戸内30番地の４、従前の住所仙台市宮城野区福室６丁目１番11－402号
債務者　佐藤　　健
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　彰二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５０６号
広島県廿日市市阿品台２丁目14番29号
債務者　村上　幸司
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼田　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３９９号
広島市西区南観音８丁目12番11－103号
債務者　割鮮にしのかどこと　山根　康司
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　　輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２５７号
福岡県中間市東中間３丁目２番５号
債務者　崎野　清丸
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２５８号
福岡県中間市東中間３丁目２番５号
債務者　崎野　房子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２８６号
北九州市小倉北区片野３丁目14番７－302号
債務者　香月　章宏
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３１９号
北九州市八幡西区紅梅３丁目２番25－505号
債務者　津田　茂春
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３３２号
北九州市小倉南区田原新町２丁目11番１－103号
債務者　上野　由香
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２８号
岐阜県揖斐郡大野町大字下磯57番地５
債務者　馬淵　直温
1　決定年月日時　平成30年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係